

京都市告示第110号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月30日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
上賀茂緯35号線	北区上賀茂東後藤町50番地の1地先から 同区上賀茂壱町口町24番地の1地先まで	告示の日
山科西野山緯16の 2号線	山科区西野山桜ノ馬場町207番地の3地先から 同町205番地の5地先まで	同上
嵯峨緯56号線	右京区嵯峨烏居本北代町6番地の5地先から 同町4番地地先まで	同上
淀5号線	伏見区淀木津町190番地の3地先から 同町248番地地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)